

令和5年門真市議会第2回定例会



議 案 書

門 真 市

第2回定例会付議事件目次

		ページ
第1	報告第2号 令和4年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書 について	1
第2	報告第3号 令和4年度門真市水道事業会計予算繰越計算書に について	7
第3	報告第4号 令和4年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計 算書について	11
第4	議案第29号 (仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備 に伴う門真市立脇田小学校等撤去工事請負契約の 締結について	14
第5	議案第30号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について	16
第6	議案第31号 門真市印鑑条例の一部改正について	18
第7	議案第32号 門真市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部改正について	20
第8	議案第33号 門真市税条例の一部改正について	22
第9	議案第34号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	44
第10	議案第35号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に ついて	46
第11	議案第36号 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	48
第12	議案第37号 門真市立市民公益活動支援センター条例の一部改 正について	50
第13	議案第38号 門真市消費生活センターの組織及び運営等に関す る条例の一部改正について	52
第14	議案第39号 門真市立学校設置条例の一部改正について	54
第15	議案第40号 令和5年度門真市一般会計補正予算(第3号)	57
第16	議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	90
第17	議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦について	92
第18	議案第43号 農業委員会委員の任命について	94

第19	議案第44号	農業委員会委員の任命について	96
第20	議案第45号	農業委員会委員の任命について	98
第21	議案第46号	農業委員会委員の任命について	100
第22	議案第47号	農業委員会委員の任命について	102
第23	議案第48号	農業委員会委員の任命について	104
第24	議案第49号	農業委員会委員の任命について	106
第25	議案第50号	農業委員会委員の任命について	108
第26	議案第51号	農業委員会委員の任命について	110

報告第2号

令和4年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和4年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告する。

記
令和4年度門真市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	市民文化会館運営事業	円 18,480,000	円 18,480,000
3 民生費	2 児童福祉費	民間保育所等補助事業	1,050,000	1,050,000
3 民生費	2 児童福祉費	公立認定こども園運営事業	175,000	175,000
3 民生費	2 児童福祉費	こども発達支援センター運営事業	525,000	525,000
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援給付金給付事業	106,371,000	21,000,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	129,925,000	124,320,906
4 衛生費	1 保健衛生費	保健福祉センター運営事業	4,378,000	4,378,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	大阪モノレール門真市駅・(仮称)門真南駅間新駅設置事業	80,507,000	80,505,700
7 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全対策事業(門真中央線安全対策整備工事)	14,897,000	14,897,000
7 土木費	3 河川費	門真第8水路改修工事	42,103,000	42,103,000
7 土木費	4 都市計画費	北島地域土地地区画整理事業	17,659,000	17,659,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
—	—	—	—	18,480,000
—	—	—	—	1,050,000
—	—	—	—	175,000
—	—	—	—	525,000
—	14,000,000	—	—	7,000,000
—	124,320,000	—	—	906
—	—	—	—	4,378,000
—	33,912,200	15,200,000	23,296,750	8,096,750
—	—	—	—	14,897,000
—	—	37,800,000	—	4,303,000
—	—	—	—	17,659,000

7 土木費	4 都市計画費	住宅市街地総合整備事業	570,560,000	387,946,334
7 土木費	4 都市計画費	延焼遮断帯整備促進事業	6,475,000	6,475,000
7 土木費	4 都市計画費	密集市街地整備事業	22,097,000	21,656,400
7 土木費	5 住宅費	市営住宅維持管理事業	90,750,000	76,646,700
8 消防費	1 消防費	消火栓等整備事業	7,385,000	7,385,000
9 教育費	1 教育総務費	学校適正配置推進事業	9,946,000	9,691,556
9 教育費	2 小学校費	給食運営事業	26,356,000	26,356,000
9 教育費	5 社会教育費	(仮称)市立生涯学習複合施設建設事業	172,246,000	172,246,000

—	209,566,000	146,100,000	—	32,280,334
—	6,475,000	—	—	—
—	—	—	—	21,656,400
—	35,300,000	37,100,000	—	4,246,700
—	—	—	—	7,385,000
—	2,380,000	1,800,000	—	5,511,556
—	2,242,000	24,000,000	—	114,000
—	39,600,000	132,600,000	—	46,000

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

報告第3号

令和4年度門真市水道事業会計予算繰越計算書について

令和4年度門真市水道事業会計予算繰越計算書を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告する。

記

令和4年度門真市水道事業

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	柳田町・一番町地区配水管布設替工事外	231,231,000	—	231,231,000
1. 資本的支出	1. 建設改良費	松生町地区配水管布設替工事外	187,385,000	—	187,385,000

会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越る要 な の 購 入 度 額	繰 係 を た す る 資 産 限 額	説 明
企 業 債	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等				
円 100,122,000	円 2,400,000	円 128,709,000	円 —	円 —		他事業との工 程調整による 予算繰越
80,278,000	3,912,000	103,195,000	—	—		他事業との工 程調整による 予算繰越

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

報告第4号

令和4年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

令和4年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計算書を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告する。

記

令和4年度門真市公共下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和4年度公共下水道五月田打越管渠築造工事他	1,018,372,000 円	77,052,800 円	883,900,000 円

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要する卸の購入限度額	説 明
補 助 金	企 業 債	繰 越 工 金 事 資 金	損 益 勘 保 等 定 留 金			
円 131,000,000	円 672,900,000	円 59,987,000	円 20,013,000	円 57,419,200	円 —	他事業との工程調整及び地元調整に時間を要したことによる予算繰越

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

議案第29号

(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備に伴う門真市立脇田小学校等撤去工事請負契約の締結について

(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備に伴う門真市立脇田小学校等撤去工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

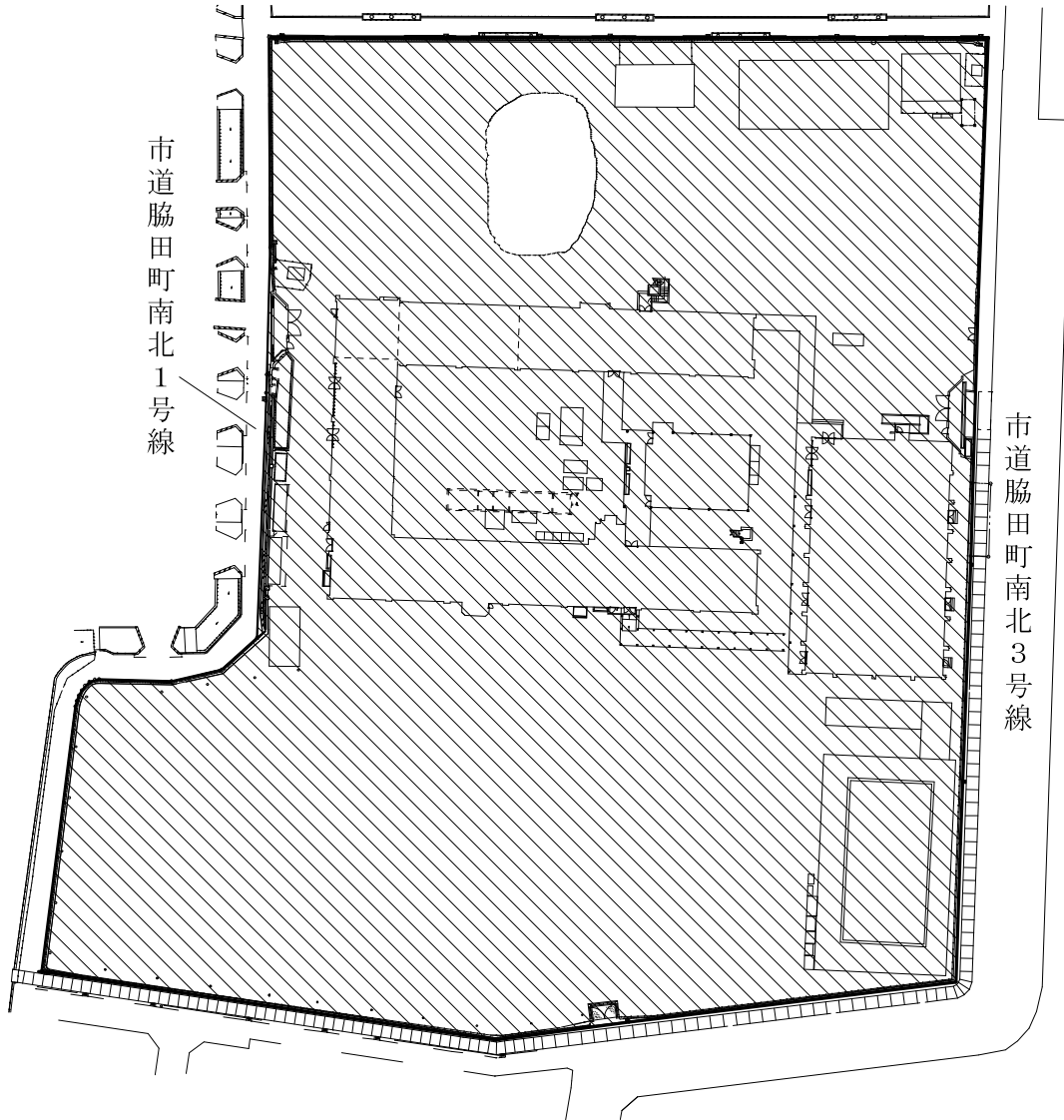
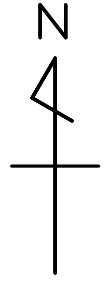
門真市長 宮本 一孝


記

- | | |
|----------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備に伴う門真市立脇田小学校等撤去工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 495,586,300円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府中央区大手前一丁目7番31号
岩田地崎建設株式会社大阪支店
執行役員支店長 畑 忠佳 |
| 5 完成期限 | 令和6年3月31日 |

参考資料

(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校
整備に伴う門真市立脇田小学校等撤去工事



凡 例	
	今回工事場所

議案第30号

門真市附属機関に関する条例の一部改正について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、ものづくり産業の振興のために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する門真市ものづくり産業振興懇話会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
〃 略		〃 略	
門真市ものづくり産業振興懇話会	ものづくり産業の振興のために必要な事項についての調査審議に関する事務		
2～3 略		2～3 略	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
〃 略		〃 略	
（仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会委員	略	（仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会委員	略
門真市ものづくり産業振興懇話会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

議案第31号

門真市印鑑条例の一部改正について

門真市印鑑条例(昭和49年門真市条例第29号)の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付を可能とするにつき、本条例案を提出するものである。

門真市印鑑条例の一部を改正する条例

門真市印鑑条例(昭和49年門真市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第12条の2 前3条の規定(前条第1号(印鑑登録証明書の再証明を求められたときに限る。))及び第3号の規定を除く。)にかかわらず、登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)に記録されている利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書で有効なものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)に組み込まれた電磁的記録媒体に記録されている利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書で有効なものに限る。))を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第12条の2 前3条の規定(前条第1号(印鑑登録証明書の再証明を求められたときに限る。))及び第3号の規定を除く。)にかかわらず、登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)に記録されている利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号_____))第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書で有効なものに限る。)</p> <p>_____を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分は、公布の日から施行する。

議案第32号

門真市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に
ついて

門真市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年門真市条例第19号）の
一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る感染症対策等業務従事手当の特例を廃止
するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

門真市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年門真市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(感染症対策等業務従事手当の特例)</u></p> <p>2 第5条第1号に規定する感染症のうち、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から、市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事したときの感染症対策等業務従事手当は、第5条の規定にかかわらず、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う等の業務 当該業務に従事した日1日につき4,000円</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる業務以外の業務 当該業務に従事した日1日につき3,000円</u></p> <p>3 <u>前項第2号に掲げる業務に従事した日において、同項第1号に掲げる業務にも従事した場合については、同号に掲げる業務に従事した場合にのみ該当するものとして感染症対策等業務従事手当を支給する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

門真市税条例の一部改正について

門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布に伴い、個人市民税において森林環境税を導入し、及び給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡略化し、固定資産税において長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を設け、並びに軽自動車税においてグリーン化特例（軽課）の適用期限を延長し、及び自動車メーカー等の不正行為に係る再発防止策を強化するとともに、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市税条例の一部を改正する条例

門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第24条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、政令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 略</p>	<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第24条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、政令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は</p> <hr/> <p style="text-align: right;">当該納税義務者の</p> <p>同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p>
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の2</p> <p>1 略</p>

改正後	改正前
<p>した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	
<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</p>	<p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理された」と</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理された」と</p>

改正後	改正前
<p>き」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の3 1～3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>政令第48条の9の7の3</u>において準用する<u>政令第8条の2の2</u>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法等)</p> <p>第31条 個人の市民税は、第36条、第43条の2第1項、第43条の5又は第51条の規定により<u>特別徴収の方法</u>による場合を除くほか、<u>普通徴収の方法</u>により徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p>	<p>き」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の3 1～3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する<u>令第8条の2の2</u>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第31条 個人の市民税は、第36条、第43条の2第1項、第43条の5又は第51条の規定により<u>特別徴収の方法</u>による場合を除くほか、<u>普通徴収の方法</u>によって徴収する。</p> <p>2 略</p>
<p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第33条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の府民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては<u>特別徴収の方法</u>により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては<u>特別徴収の方法</u>により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除</p>	<p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第33条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額<u>及び府民税額の合算額</u>（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては<u>特別徴収の方法</u>によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては<u>特別徴収の方法</u>によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額</p>

改正後	改正前
<p>して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第36条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第27条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別</p>	<p>とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第36条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額</p> <p>_____の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第27条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当</p>

改正後	改正前
<p>徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合に</p>	<p>6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合に</p>

改正後	改正前
<p>は、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p>
<p>第38条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p>	<p>第38条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式_____又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p>
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p>
<p>第43条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>第43条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては、直ちに普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p>
<p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える</p>	<p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超え</p>

改正後	改正前
<p>場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p>	<p>る場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>
<p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第43条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>
<p>第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき</p>	<p>第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべ</p>

改正後	改正前
<p>年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p>	<p>き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p>
<p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)</p>	<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)</p>

改正後	改正前
<p>までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 略</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p>	<p>までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 略</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p>
<p>第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3～4 略</p> <p>(退職所得申告書)</p>	<p>第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3～4 略</p> <p>(退職所得申告書)</p>
<p>第56条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が政令第48条の18において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規</p>	<p>第56条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で</p>

改正後	改正前
<p>則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第103条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第101条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第101条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第103条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第101条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第101条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第106条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日ま</p>	<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第106条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日ま</p>

改正後	改正前
<p>での期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第106条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条の5 令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2～3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2</p> <p>1～26 略</p>	<p>での期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第106条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条の5 令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2～3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2</p> <p>1～26 略</p>

改正後	改正前
<p>が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が<u>政令</u>附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が<u>令</u>附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>（都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定）</p> <p>第36条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、<u>第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>（都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定）</p> <p>第36条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項<u>若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第36条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分</p>	<p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第36条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分</p>

改正後	改正前															
<p>の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>															
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車^が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>															
	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(ロ)A</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(ロ)B</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ロ)A	6,900円	3,500円		10,800円	5,400円	第2号ア(ロ)B	3,800円	1,900円		5,000円	2,500円
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円														
第2号ア(ロ)A	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
第2号ア(ロ)B	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														
	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に</p>															

改正後	改正前													
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定</p>	<p>掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="834 275 1414 517"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ロ)A</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ロ)B</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ロ)A	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	第2号ア(ロ)B	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円											
第2号ア(ロ)A	6,900円	5,200円												
	10,800円	8,100円												
第2号ア(ロ)B	3,800円	2,900円												
	5,000円	3,800円												
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定</p>	<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年</p>													

改正後	改正前
<p>を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ロ)A中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ロ)A中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>	<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>
<p>第36条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車 が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>第36条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車 が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
	<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第36条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第36条の3</p> <p>1～3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第36条の7</p> <p>1～2 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条 令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)を</p>	<p>む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第36条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第86条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第36条の3の2</p> <p>1～3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第36条の7</p> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第87条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「<u>100分の2</u>」とあるのは、「<u>100分の1</u>」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条 令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)を</p>

改正後	改正前
<p>した場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>した場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p>
<p>2 前項の規定は、令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p>
<p>3 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p>	<p>3 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p>
<p>第54条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定す</p>	<p>第54条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「<u>新型コロナウイルス感染症特例法</u>」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻</p>

改正後	改正前
<p>る指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。</p>	<p>しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条の2第2項並びに第31条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第33条、第36条、第43条、第43条の2及び第43条の6の改正規定並びに附則第36条の2の2第3項及び附則第36条の3の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）並びに次条第1項並びに附則第4条第2項及び第4項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第28条の2の改正規定（同条第4項中「令」を「政令」に改める部分を除く。）及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の門真市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正後の門真市税条例（以下「新条例」という。）第28条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき門真市税条例第28条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第36条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第36条の2の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 3 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の門真市税条例附則第36条の3及び第36条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第36条の3第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第36条の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議案第34号

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第20号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年内閣府令第33号）による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p>
<p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第17号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

放課後児童支援員に関する経過措置の見直しを行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（職員に関する経過措置）</p> <p>2 <u>当分の間</u>、第11条第4項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは「<u>修了したもの（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（職員に関する経過措置）</p> <p>2 <u>この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間</u>、第11条第4項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは「<u>修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

門真市立市民公益活動支援センター条例の一部改正について

門真市立市民公益活動支援センター条例（平成20年門真市条例第15号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

会議室の利用に関する特例を定めるほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立市民公益活動支援センター条例の一部を改正する条例

門真市立市民公益活動支援センター条例（平成20年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置目的以外の利用)</p> <p>第13条 <u>市長は、第1条に定める設置目的を妨げない限りにおいて、センター（作業室に限る。）の利用を許可することができる。</u></p>	<p>(設置目的以外の利用)</p> <p>第13条 <u>指定管理者は、第1条に定める設置目的を妨げない限りにおいて、センター（作業室に限る。）の利用を許可することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>4 略</p> <p><u>(令和6年度における会議室の利用に関する特例)</u></p>	<p>4 略</p>
<p>5 <u>令和6年度に限り、第1会議室及び第2会議室については、この条例に基づく利用に供しない。ただし、第1会議室にあっては、第4条に規定する休館日を除き、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間に限り、利用に供するものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後9時30分まで</u></p>	
<p><u>(2) 令和6年7月21日から同年8月25日まで、同年12月25日から令和7年1月7日まで及び同年3月25日から同月31日までの日（前号に掲げる日を除く。） 午前9時から午後9時30分まで</u></p>	
<p><u>(3) 前2号に掲げる日以外の日 午後5時から午後9時30分まで</u></p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第38号

門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部
改正について

門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年門真市条例第2号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真市消費生活センターの移転に伴い、同センターの住所を変更するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第2条 事業（第4条各号に掲げる事業をいう。第8条及び第9条において同じ。）を行うため、 <u>門真市末広町41番2号</u> にセンターを設置する。	(設置) 第2条 事業（第4条各号に掲げる事業をいう。第8条及び第9条において同じ。）を行うため、 <u>門真市新橋町3番3-217号</u> にセンターを設置する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第39号

門真市立学校設置条例の一部改正について

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

義務教育学校の設置に向けて門真市立脇田小学校及び門真市立砂子小学校を統合し、門真市立水桜小学校を設置する等につき、本条例案を提出するものである。

門真市立学校設置条例の一部を改正する条例

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
		門真市立脇田小学校	門真市三ツ島6丁目2番1号
略		略	
		門真市立砂子小学校	門真市三ツ島6丁目2番1号
門真市立門真みらい小学校	略	門真市立門真みらい小学校	略
門真市立水桜小学校	門真市三ツ島6丁目2番1号		
略		略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正）

- 2 門真市立放課後児童クラブ条例（平成16年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（名称及び位置）		（名称及び位置）	
第2条 放課後児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。		第2条 放課後児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略		略	
		門真市立脇田小学校放課後児童クラブ	門真市三ツ島6丁目2番1号
略		略	
		門真市立砂子小学校放課後児童クラブ	門真市三ツ島6丁目2番1号

改正後		改正前	
		略	
門真市立水桜	門真市三ツ島6丁目2番		
小学校放課後	1号		
児童クラブ			

(準備行為)

- 3 門真市立水桜小学校放課後児童クラブに係る入会の許可等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第40号

令和5年度門真市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度門真市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,060千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,794,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	20,056,625	303,972	20,360,597
	2 国庫補助金	6,387,143	303,972	6,691,115
15	府支出金	4,926,622	1,488	4,928,110
	2 府補助金	901,180	1,488	902,668
18	繰入金	2,197,641	60,000	2,257,641
	1 基金繰入金	2,197,641	60,000	2,257,641
20	市債	7,930,821	1,600	7,932,421
	1 市債	7,930,821	1,600	7,932,421
	歳入合計	70,427,436	367,060	70,794,496

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	6,822,803	7,323	6,830,126
	1 総務管理費	5,739,888	7,323	5,747,211
3	民生費	32,766,251	63,134	32,829,385
	1 社会福祉費	12,133,922	48,243	12,182,165
	2 児童福祉費	8,382,743	14,891	8,397,634
4	衛生費	7,647,473	12,920	7,660,393
	1 保健衛生費	1,849,998	12,920	1,862,918
6	商工費	213,062	1,642	214,704
	1 商工費	213,062	1,642	214,704
7	土木費	11,141,101	27,078	11,168,179
	2 道路橋りょう費	1,285,401	10,119	1,295,520
	3 河川費	248,730	11,910	260,640
	4 都市計画費	5,726,211	5,049	5,731,260
9	教育費	4,893,716	190,318	5,084,034
	1 教育総務費	2,202,831	3,580	2,206,411
	4 幼稚園費	166,303	1,250	167,553
	5 社会教育費	679,951	4,218	684,169
	6 保健体育費	634,063	181,270	815,333
12	予備費	53,257	64,645	117,902
	1 予備費	53,257	64,645	117,902
	歳 出 合 計	70,427,436	367,060	70,794,496

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
庁舎エリア整備アドバイザー業務委託	令和6年度	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">23,672</p>

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
女性サポートステーション撤去（原状回復）工事	令和5年度	千円
	）	1,771
消費生活センター撤去（原状回復）業務委託	令和5年度	
	）	427
	令和6年度	

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法
公共施設等整備	千円 181,400	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	181,400			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還方法
千円 183,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
183,000			

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 646,194	千円 301,784	千円 947,978
2 民生費国庫補助金	718,898	2,188	721,086
計	6,387,143	303,972	6,691,115

1 5 款 府支出金

2 項 府補助金

2 民生費府補助金	597,776	1,488	599,264
計	901,180	1,488	902,668

節		金額	説明
区分	金額		
17	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 307,071	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援（推奨事業メニュー） 千円
21	デジタル田園都市国家構想交付金	△5,439	デジタル田園都市国家構想交付金
22	情報通信技術講習事業費補助金	152	情報通信技術講習事業費補助金
4	保育対策総合支援事業費補助金	2,188	保育対策総合支援事業費補助金

1	保育対策総合支援事業費補助金	963	保育対策総合支援事業費補助金
25	子ども安全安心対策事業費補助金	525	子ども安全安心対策事業費補助金

14款 国庫支出金 15款 府支出金

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
8 財政調整基金繰入金	千円 230,000	千円 60,000	千円 290,000
計	2,197,641	60,000	2,257,641

20款 市債

1項 市債

1 総務債	30,100	900	31,000
4 商工債	7,400	700	8,100
計	7,930,821	1,600	7,932,421

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 60,000	財政調整基金繰入金	千円

6 地域活性化事業債	900	女性サポートステーション整備事業債	
1 一般事業債	700	消費生活センター整備事業債	

18款 繰入金 20款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 4,543,696	千円 1,008	千円 4,544,704	千円	千円	千円	千円 1,008
7 I T推進費	666,748	△3,190	663,558	△5,287 国庫支出金 △5,287			2,097
13 文化芸術振興費	162,589	5,664	168,253				5,664
14 人権政策推進費	33,515	3,841	37,356		市債 900 900		2,941

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	千円 1,008	千円 ○施策評価対象外事業 庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務 1,008 委託料 1,008 各種業務委託料（費用） 1,008 庁舎備品等移送業務委託料 1,008	
11 需用費	△61	○効率的・効果的な行政運営 デジタルデバйд対策事業 △3,190 需用費 △61 印刷製本費 △61 備品購入費 △3,129 少額物品購入費 △3,129 庁用器具費 △3,129	
18 備品購入費	△3,129		
11 需用費	5,664		○暮らしに息づく文化芸術の推進 市民文化会館運営事業 5,664 需用費 5,664 修繕料 5,664 施設等修繕料 5,664
11 需用費	34		○平和と人権の尊重 女性サポートステーション移設事業 3,841 需用費 34 消耗品費 34 役務費 172 通信運搬費 134 手数料 38 使用料及び賃借料 3 使用料及び賃借料（物件費） 3 携帯電話レンタル料 3 工事請負費 1,771
12 役務費	172		
14 使用料及び賃借料	3		
15 工事請負費	1,771		
18 備品購入費	861		
19 負担金補助及び交付金	1,000		

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	5,739,888	7,323	5,747,211	△5,287	900	0	11,710

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	6,917,037	12,983	6,930,020				12,983
2 老人福祉費	2,630,470	35,260	2,665,730				35,260

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		
		工事請負費（費用）	1,771
		女性サポートステーション撤去（原状回復）工事	1,771
		備品購入費	861
		少額物品購入費	861
		庁用器具費	635
		機械器具費	226
		負担金補助及び交付金	1,000
		負担金	1,000
		女性サポートステーション整備工事負担金	1,000

11 需用費	1	○障がい児（者）等への支援	
12 役務費	12	障がい福祉事業所等物価高騰対策支援事業（新型コロナ対策）	12,983
19 負担金補助及び交付金	12,970	需用費	1
		印刷製本費	1
		役務費	12
		通信運搬費	12
		負担金補助及び交付金	12,970
		交付金	12,970
		障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金	12,970
11 需用費	1	○高齢者への支援	
12 役務費	19	介護保険サービス実施事業	11,350
19 負担金補助及び交付金	35,240	負担金補助及び交付金	11,350
		負担金	11,350
		くすのき広域連合負担金	11,350

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	12,133,922	48,243	12,182,165	0	0	0	48,243

3款 民生費

2項 児童福祉費

2 児童措置費	6,552,630	7,600	6,560,230	1,800			5,800
				国庫支出金 900			
				府支出金 900			
3 保育園費	547,048	7,291	554,339	126			7,165
				国庫支出金 63			
				府支出金 63			

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		介護保険事業所等物価高騰対策支援事業（新型コロナ対策）
		23,910
		需用費 1
		印刷製本費 1
		役務費 19
		通信運搬費 19
		負担金補助及び交付金 23,890
		交付金 23,890
		介護サービス事業所等物価高騰対策支援金 23,890

19 負担金補助及び交付金	7,600	○子育て世帯への支援	
		保育所等物価高騰対策支援事業（新型コロナ対策）	4,900
		負担金補助及び交付金	4,900
		交付金	4,900
		保育所等物価高騰対策支援金	4,900
		○就学前教育・保育の充実	
		民間保育所等補助事業	2,700
		負担金補助及び交付金	2,700
		補助金	2,700
		民間保育所等補助金	2,700
13 委託料	7,098	○就学前教育・保育の充実	
		公立認定こども園運営事業	7,237
18 備品購入費	193	委託料	7,098
		各種業務委託料（費用）	7,098
		保育士派遣業務委託料	7,098

3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	8,382,743	14,891	8,397,634	1,926	0	0	12,965

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	485,072	12,920	497,992				12,920
計	1,849,998	12,920	1,862,918	0	0	0	12,920

6款 商工費

1項 商工費

3 消費生活対策費	33,248	1,642	34,890		700		942
-----------	--------	-------	--------	--	-----	--	-----

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円
		備品購入費	139
		少額物品購入費	139
		園用備品費	139
		公立保育所運営事業	54
		備品購入費	54
		少額物品購入費	54
		園用備品費	54

11 需用費	1	○消防・救急医療体制の充実	
12 役務費	19	医科・歯科・薬局物価高騰対策支援事業（新型コロナ対策）	12,920
19 負担金補助及び交付金	12,900	需用費	1
		印刷製本費	1
		役務費	19
		通信運搬費	19
		負担金補助及び交付金	12,900
		交付金	12,900
		医科・歯科医療機関・薬局等物価高騰対策支援金	12,900

11 需用費	5	○安全・安心な暮らしを支える体制づくり	
13 委託料	506	消費生活相談事業	△658

3 款 民生費 4 款 衛生費 6 款 商工費

6款 商工費
1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
					市債 700		
計	213,062	1,642	214,704	0	700	0	942

7款 土木費
2項 道路橋りょう費

2 交通政策費	589,105	10,119	599,224				10,119
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説明	金額
区分	金額		
14	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	千円 △658
		使用料及び賃借料 (物件費)	△658
		消費生活センター賃借料	△609
18	備品購入費	消費生活センター看板等設置使用料	789
			△49
19	負担金補助及び交付金	門真市消費生活センター移設事業	1,000
		需用費	2,300
		消耗品費	5
		委託料	5
		各種業務委託料 (費用)	506
		消費生活センター撤去 (原状回復) 業務委託料	506
		消費生活センター看板等撤去業務委託料	427
		消費生活センターパソコン等廃棄処分業務委託料	41
		備品購入費	38
		少額物品購入費	789
		庁用器具費	789
		負担金補助及び交付金	789
		負担金	1,000
		消費生活センター整備工事負担金	1,000

11	需用費	○公共交通の充実	747
		門真南ルート運行事業	10,119
13	委託料	需用費	9,372
		消耗品費	747
		印刷製本費	700
		委託料	47
			9,372

6 款 商工費 7 款 土木費

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,285,401	10,119	1,295,520	0	0	0	10,119

7款 土木費

3項 河川費

1 河川総務費	248,730	11,910	260,640				11,910
計	248,730	11,910	260,640	0	0	0	11,910

7款 土木費

4項 都市計画費

10 庁舎エリア 整備事業費	386,846	5,049	391,895				5,049
計	5,726,211	5,049	5,731,260	0	0	0	5,049

9款 教育費

1項 教育総務費

3 教育振興費	429,593	3,580	433,173				3,580
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		各種業務委託料（費用） 9,372
		門真南ルート運行業務委託料 9,372

15 工事請負費	11,910	○憩いの場の充実
		用排水路・一般下水道及び都市下水路維持管理事業 11,910
		工事請負費 11,910
		工事請負費（維持補修（費用）） 11,910
		緊急時における排水工事 11,910

13 委託料	5,049	○まちの顔づくり
		庁舎エリア整備事業 5,049
		委託料 5,049
		各種業務委託料（費用） 5,049
		アドバイザー一業務委託料 5,049

20 扶助費	3,580	○みんなで支え合う子育て環境づくり
		就学援助事業 3,580

7 款 土木費 9 款 教育費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,202,831	3,580	2,206,411	0	0	0	3,580

9款 教育費

4項 幼稚園費

2 教育振興費	102,635	1,250	103,885				1,250
計	166,303	1,250	167,553	0	0	0	1,250

9款 教育費

5項 社会教育費

5 市民プラザ 費	119,179	4,218	123,397				4,218
計	679,951	4,218	684,169	0	0	0	4,218

9款 教育費

6項 保健体育費

1 保健体育総 務費	446,663	181,270	627,933				181,270
---------------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		扶助費	3,580
		特別支援教育就学奨励費	3,580

19 負担金補助及び交付金	1,250	○子育て世帯への支援	
		保育所等物価高騰対策支援事業（新型コロナ対策）	1,250
		負担金補助及び交付金	1,250
		交付金	1,250
		保育所等物価高騰対策支援金	1,250

11 需用費	4,218	○地域教育環境の充実	
		市民プラザ運営事業	4,218
		需用費	4,218
		修繕料	4,218
		施設等修繕料	4,218

11 需用費	5	○学校施設と教育環境の充実	
		給食運営事業（新型コロナ対策）	181,270

9 款 教育費

9 款 教育費

6 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	634,063	181,270	815,333	0	0	0	181,270

12 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	53,257	64,645	117,902				64,645
計	53,257	64,645	117,902	0	0	0	64,645

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助及 び交付金	千円 181,265	需用費	千円 5
		消耗品費	5
		負担金補助及び交付金	181,265
		交付金	181,265
		学校給食運営費交付金	181,265

9 款 教育費 1 2 款 予備費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円		千円		千円		千円	千円	千円
庁舎エリア整備アドバイザー業務委託	23,672	-	-	令和6年度	23,672	-	-	-	23,672

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高 千円	前年度末現在高 見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額 千円
			当該年度中起債 見込額 千円	当該年度中元金 償還見込額 千円	
1. 普通債	28,700,020	31,114,980	7,503,022	2,333,028	36,284,974
(1) 総務債	6,637,787	6,377,848	179,900	795,036	5,762,712
(2) 民生債	1,860,444	1,760,195	85,912	193,078	1,653,029
(3) 衛生債	2,122,470	1,971,918	2,378,600	222,311	4,128,207
(4) 商工債	—	—	8,100	—	8,100
(5) 土木債	3,081,820	3,820,924	2,150,900	244,654	5,727,170
(6) 公営住宅債	8,934,130	11,253,647	1,469,800	431,508	12,291,939
(7) 消防債	42,157	47,958	23,500	2,901	68,557
(8) 教育債	6,021,212	5,882,490	1,206,310	443,540	6,645,260
2. 災害復旧	8,713	7,826	—	1,112	6,714
(1) 衛生債	7,413	6,688	—	950	5,738
(2) 土木債	1,300	1,138	—	162	976
3. その他	23,417,300	22,006,172	429,399	2,039,142	20,396,429
(1) 減税補てん債	145,522	93,629	—	45,404	48,225
(2) 臨時財政対策債	23,117,878	21,758,643	429,399	1,993,738	20,194,304
(3) 減収補てん債	153,900	153,900	—	—	153,900
合 計	52,126,033	53,128,978	7,932,421	4,373,282	56,688,117

参考資料

学 歴

- 1 平成2年3月 関西学院大学商学部卒業

職 歴

- 1 平成2年4月 日本テキサス・インスツルメンツ株式会社入社
- 1 平成8年6月 同 退職
- 1 同 7月 木本会計事務所勤務 現在に至る。
- 1 平成14年4月 税理士登録
- 1 平成26年7月 門真市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。

参考資料

学 歴

- 1 昭和49年3月 大阪府立城東工業高等学校卒業

職 歴

- 1 昭和49年4月 門真市立上野口小学校主事
- 1 昭和53年4月 門真市立第七中学校主事
- 1 昭和57年4月 門真市立速見小学校主事
- 1 平成3年4月 門真市立南小学校主事
- 1 平成8年4月 同 主査
- 1 平成9年4月 門真市立浜町小学校主査
- 1 平成17年4月 門真市立大和田小学校教頭
- 1 平成22年4月 門真市立浜町中央小学校教頭
- 1 平成23年4月 同 校長
- 1 平成24年4月 門真市立門真みらい小学校長
- 1 同 門真市人権教育研究協議会会長
- 1 平成26年4月 門真市立上野口小学校長
- 1 平成29年3月 同 退職
- 1 令和2年4月 門真市会計年度任用職員（子ども育成相談員）
- 1 令和3年1月 門真地区人権擁護委員 現在に至る。

参考資料

学 歴

- 1 平成5年3月 同志社女子大学学芸学部卒業

職 歴

- 1 平成5年4月 上新電機株式会社入社
- 1 平成13年12月 同 退職
- 1 平成15年3月 行政書士
- 1 同 きはら法務総合事務所開設 現在に至る。
- 1 平成23年4月 大阪府行政書士会守口支部支部長
- 1 同 5月 同 常任理事
- 1 平成27年5月 同 守口支部相談役 現在に至る。
- 1 平成29年5月 同 理事 現在に至る。
- 1 同 同 行政書士試験実施委員会委員長 現在に至る。
- 1 平成29年7月 門真市農業委員会委員 現在に至る。

議案第44号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 てら うち たか し
 寺 内 隆 史

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員寺内隆史の任期が令和5年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

- 1 平成7年3月 日本大学農獣医学部卒業

職 歴

- 1 平成7年4月 農業従事 現在に至る。
- 1 同 門真市農業協同組合（現北河内農業協同組合）入社
- 1 平成28年6月 同 退職
- 1 同 7月 有限会社カツミ代表取締役 現在に至る。
- 1 令和2年7月 門真市農業委員会会長 現在に至る。
- 1 令和4年4月 北河内農業協同組合ひえ島支部支部長

議案第45号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 かわ た つとむ
川 田 勉

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員岩田隆行の任期が令和5年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

- 1 昭和40年 3月 大阪府立城東工業高等学校（現大阪府立城東工科高等学校）卒業

職 歴

- 1 平成19年 4月 農業従事 現在に至る。
- 1 平成23年 7月 門真市農業委員会委員

参考資料

学 歴

- 1 昭和46年3月 大阪府立守口高等学校（現大阪府立芦間高等学校）卒業

職 歴

- 1 昭和47年10月 門真市勤務
- 1 昭和48年4月 農業従事 現在に至る。
- 1 平成30年3月 門真市退職
- 1 令和3年4月 北河内農業協同組合昭和支部支部長

参考資料

学 歴

- 1 昭和45年 3月 近畿大学法学部卒業

職 歴

- 1 昭和45年 4月 門真市勤務
- 1 平成 9年 4月 農業従事 現在に至る。
- 1 平成19年 3月 門真市退職

参考資料

学 歴

- 1 昭和46年3月 大阪鉄道高等学校（現大阪産業大学附属高等学校）卒業

職 歴

- 1 昭和46年4月 農業従事 現在に至る。
- 1 平成27年4月 北河内農業協同組合北農支部支部長 現在に至る。

議案第49号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 にし かわ けい じ
西 川 敬 治

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員中道文夫の任期が令和5年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

- 1 昭和44年 3月 大阪学院大学高等学校卒業

職 歴

- 1 昭和45年 4月 農業従事 現在に至る。
- 1 昭和63年 5月 株式会社シンエイプロモート代表取締役 現在に至る。
- 1 平成11年 4月 門真市野口水利組合組合長 現在に至る。
- 1 平成21年 6月 北河内農業協同組合理事
- 1 平成23年 7月 門真市農業委員会委員

議案第50号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 にし ぐち たけし
西 口 猛

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員田原喜信の任期が令和5年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

- 1 昭和51年 3月 近畿大学農学部卒業

職 歴

- 1 平成27年 4月 農業従事 現在に至る。
- 1 平成31年 4月 北河内農業協同組合小路支部支部長 現在に至る。
- 1 同 門真市西小路自治会会長

参考資料

学 歴

- 1 昭和54年 3月 近畿大学商経学部卒業

職 歴

- 1 昭和49年 4月 門真市勤務
- 1 昭和50年 4月 農業従事 現在に至る。
- 1 平成22年 3月 門真市退職
- 1 平成23年 4月 大阪府北部農業共済組合一番支部支部長
- 1 同 北河内農業協同組合一番支部支部長
- 1 平成24年 6月 同 理事
- 1 平成26年 6月 大阪府北部農業共済組合理事
- 1 同 門真市農業委員会委員
- 1 平成29年 6月 大阪府農業共済組合理事
- 1 平成30年10月 北河内地区農業共済連絡協議会副会長 現在に至る。